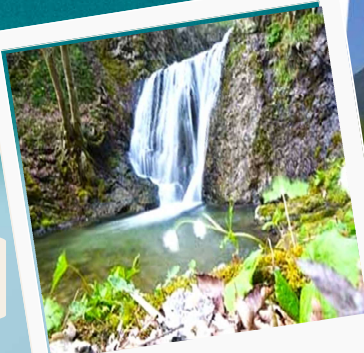


令和8年度版

東京23区に在住  
または通勤者が対象



ぬさかけ  
幣懸の滝で水遊び☆

# 矢巾町 移住支援金

单身 移住で



60万円

世帯 移住で



100万円

子ども 一人につき



100万円  
を加算

## ①移住元要件

東京23区に在住、または東京圏(※条件不利地域を除く)に在住して東京23区に通勤し、その期間が、直近1年以上かつ過去10年のうち通算5年以上。

## ②移住後要件

次のいずれかに該当。※住民票の異動を伴う移住に限ります



詳細については  
矢巾町HPから

### 01 県内企業への就職

- ・岩手県移住支援金対象法人の対象求人で就業する
- ・内閣府のマッチング事業を利用して専門人材として就業する



### 02 テレワーカー

移住前の業務を引き続き岩手でテレワークで行う



### 03 起業する

起業支援金の交付決定を受けて起業する



### 04 関係人口

矢巾町が定める要件に該当する



## ▼令和7年度中に移住した方

転入後1年以内は申請可能です。  
お問い合わせください。

【お問合せ・申請先】

矢巾町役場 企画財政課 まちづくり推進室  
〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123  
☎019-697-2111(内線2729)

# 要件に該当するか、まずはセルフチェック！

＼check!／

移住前の  
状況

- ①東京23区内に在住 又は
- ②東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県を除く）の条件不利地域以外）に在住し、東京23区内に通勤



移住前の  
10年間

- ①②の期間が、移住する直前の10年間のうち通算5年以上

移住前の  
直近1年間

- ①②の期間が、移住する直前に連続して1年以上

東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。



3つすべてを  した場合

移住前の要件を満たしています。

移住後の要件も満たすと支給対象となる可能性があります。



住民票が異動する直前に東京圏に在住していることが要件であるため最初に住民票の異動を伴い転入した県内市町村だけが対象となります。



＼さらにcheck!／

18歳未満の子どもがいる世帯は子育て加算の対象となります。

18歳未満の子ども  
1人につき

+100万円

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。

## よくあるご質問 Q&A



### Q1 申請のタイミングを教えてください

A 移住（転入）後1年以内に、矢巾町役場 企画財政課へ申請してください。

### Q2 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください

- A
- ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること
  - ②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと
  - ③テレワークにより勤務し（原則として恒常的に通勤しない）かつ週20時間以上テレワークを実施すること等が要件です。

### Q3 支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください

A 矢巾町や地域の人々との関わりを有する方（関係人口）のうち、矢巾町が定める要件に該当する方が対象となります。矢巾町の要件については、ホームページ（表面二次元コード）をご確認ください。

### Q4 「地域おこし協力隊」は対象就業先になりますか？

A 対象とはなりません。

以下に該当する場合、支給された額の全額または半額を返還しなければなりません

全額返還：①虚偽の申請等をした場合

②移住支援金の申請日から3年未満に支給市町村から転出した場合

③移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

④起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

半額返還：移住支援金の申請日から3年以上5年以内に矢巾町から転出した場合

